

第 19 回延岡市農業委員会会議録

(平成 30 年 12 月 20 日)

1. 開催日時 平成30年12月20日(木) 午後15時30分から
2. 開催場所 本庁舎 5階 災害対策本部室
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11		12	田口正幸
13	松田宗史	14		15	遠田祐星
16	佐藤純子	17		18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	佐野栄一	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	松田純二	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8		9	甲斐秀雄
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	甲斐安太郎
13	岩切健	14		15	福谷洋朗
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	山本光公	20		21	
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 129 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 130 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権)
 議案第 131 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・J A)
 議案第 132 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 133 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)
 議案第 134 号 農地法第4条 許可申請について
 議案第 135 号 農地法第5条 許可申請について
 議案第 136 号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか
 否かの判断について
 議案第 137 号 農地あっせん委員の指名について
- 報告第 66 号 農地法第4条の届出について
 報告第 67 号 農地法第5条の届出について
 報告第 68 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 69 号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 協議第 23 号 延岡市農業振興地域整備計画変更に係る意見について
 協議第 24 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	甲斐 祐逸	局長補佐兼 農政係長	佐藤 英男	農地係長	甲斐 啓二
農地係主査	黒木 政良	農地係 主任主事	興梠 康大	北方産業建設課 主 事	甲斐 伊織
北浦産業建設課 主任主事	西村 武志	北川産業建設課 専門主事	宮野 豊	総合農政課 主任主事	市來 幸司
総合農政課 主 事	黒木 恵美				

8. 会議の概要

議 長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>それでは、ただ今から第 19 回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>本日は委員総数 19 名中 16 名の出席を得ております。従いまして農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 2 番 甲斐壽徳委員と委員番号 18 番 花畑志良一委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 129 号の農地法第 3 条 所有権の移転についてから議案第 137 号 農地あっせん委員の指名についてまで議案 9 件、報告案件が 4 件、協議案件が 2 件となっています。</p> <p>それでは議案第 129 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案いたします。</p> <p>整理番号 1 番の説明を委員番号 4 番 柳田慧子委員よりお願いいたします。</p>
柳田委員	<p>皆様こんにちは。委員番号 4 番の柳田です。整理番号 1 番についてご説明いたします。</p> <p>先日 12 月 16 日午前中に推進委員の赤木さん、譲受人、私の 3 名で現地調査を行いました。農地の所在は北川町内で田 1 筆の面積 573 m²です。譲渡人は片田町に在住している 33 歳の方です。譲受人は北川町在住の 68 歳の方です。労力人は 3 人、理由は経営規模拡大ということですが、5 年ほど前から田を借りて米作りをしていましたが、譲り受けることになり、今回の申請となりました。また、譲受人は米作りと合わせ、樅栽培もされており、農業についての経験もあり何ら問題はないと判断いたしました。ご審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、整理番号 2 番、3 番の説明を委員番号 2 番 甲斐壽徳委員よりお願いいたします。</p>
甲斐委員	<p>はい。委員番号 2 番の甲斐です。整理番号 2 番、3 番についてご説明いたします。2 番、3 番とも相互の譲受人、譲渡し人がそれぞれ一緒に、今回有効活用のための交換ということになっています。農地は野田町の田 1 筆 198 m²と、同じく野田町の田 1 筆 178 m²です。譲受人、譲渡し人、山田推進委員、私の 4 名で 12 月 18 日に現地調査を行いました。この土地は 40 年前からお互いが有効利用ということで交換して耕作していたということですが、正式に所有権を移転して今後問題が起きないように今回の申請になったようです。野田の方の譲渡し人、譲受人ですが、下限面積 3 反を切っており、2,512 m²ですが、これは農地法で但し書きがありまして認められるということでもあります。この件につきましては、後ほど事務局の方から説明していただきますのでよろしく申し上げます。今後も水田として利用するというので、地域との調和要件については何ら問題はないと判断しましたので皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続きまして、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは本日配布しております調査書をご覧ください。</p> <p>調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済み</p>

	<p>です。整理番号3番につきまして、先ほど甲斐委員より説明がありましたが、延岡市が定める別反面積3,000㎡を超えておりませんが、別反面積を超えていなくても許可できる例外規定が農地法施行令に明記されております。本案件につきましては、申請目的が有効活用のための交換であること、加えて申請地が全面の四方を田に囲まれており、接している道もないため、隣接する農地と一体として活用しなければ耕作することが不可能となってしまい、以上の事から施行令の例外規定に該当するため本申請の許可については問題ありません。また、第7号につきましては、各委員より現地調査の結果報告があり、地域との調和要件など問題ないとのことなので許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認させていただきます。続きまして、議案第130号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第130号の農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は4ページです。貸し人、借り人、農地の所在等の詳細については議案書に記載のとおりで、農地面積の合計が11,839.47㎡です。契約内容は5年間から10年間の賃借権若しくは使用貸借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして、議案第131号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第131号の農用地利用集積計画の決定、JA延岡分について説明いたします。議案書は6ページです。貸し人、借り人、農地の所在等の詳細については議案書に記載のとおりで、農地面積は合計4,647㎡となっています。契約内容は3年間から5年間の賃借権となっており、計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>

議 長	ただ今、事務局から説明がありました。審議をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして、議案第 132 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第 132 号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分をご説明いたします。議案書は 8 ページから 10 ページとなります。貸し人の詳細については、議案書に記載のとおりで、借り人はすべて公益社団法人 宮崎県農業振興公社となっています。農地面積の合計は田 35 筆の 20,675 m ² で、契約内容は 10 年間の賃借権若しくは使用貸借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 133 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第 133 号 農用地利用集積計画の決定について所有権移転分をご説明いたします。議案書は 12 ページです。譲渡人、譲受人の所在等については議案書に記載のとおりです。農地の所在については沖田町の田 1 筆 469 m ² と二ツ島町の田 1 筆 575 m ² です。契約内容は議案書に記載のとおりとなっています。また、計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。審議をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。

委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第134号 農地法第4条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは整理番号1番について、農地利用最適化推進委員の松田純二委員より説明をお願いいたします。</p>
松田推進委員	<p>推進委員の松田です。それでは報告をさせていただきます。議案第134号 農地法4条許可申請の整理番号1番についてご説明します。農地の所在は鹿狩瀬町の畑2筆、計250㎡です。申請人は野地町在住の男性です。今回の申請は一般住宅への転用です。12月18日に県の担当者1名、事務局2名、推進委員の私と申請者で現地の確認を行いました。現地は昔倉庫が建っていたのですが、現在取り壊されて更地となっております。周辺に農地はなく集落に接しているため転用は許可相当と判断しました。以上、皆様のご審議のほどをよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番につきましては、第1種農地となっております。第1種農地の転用については、原則不許可となっておりますが、目的が一般住宅ということで、例外規定であります「集落接続」が活用できるため立地基準に問題はありませんでした。また都市計画法や道路法などの他法令についても問題ありませんでした。排水計画、資力、転用の実効性などの一般基準についても問題ありません。周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、松田推進委員と事務局からの説明がありました。審議をお願いいたします。ご意見、ご質問は何かございませんでしょうか。</p>
委員	異議なし
議長	よろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	<p>異議なしという事でございますので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第135号 農地法第5条許可申請について提案いたします。この案件も県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号1番について委員番号18番 花畑志良一委員より説明をお願いいたします。</p>
花畑委員	<p>委員番号18番、花畑です。整理番号1番の案件についてご説明いたします。現地は北方町の川水流の畑1筆556㎡です。譲渡人は日向市在住の方で、譲受人は夏田町在住の方です。理由は一般住宅となっております。次ページのNo.1の地図をご覧ください。現地は北方町の支所に近いのですが、細長い畑になっています。両脇に民家が建っており、許可相当だと思います。譲渡人は日向市から毎日のように通ってここで野菜など作</p>

	<p>っておりましたが、年齢的に車に乗ることができないということで売りたい、ということだったようです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、整理番号2番については、農地利用最適化推進委員の松田純二委員より説明をお願いいたします。</p>
松田推進委員	<p>推進委員の松田です。それでは報告をさせていただきます。議案第135号 農地法5条許可申請の整理番号2番についてご説明します。農地の所在は大野町の田2筆、計422㎡です。譲渡人は大野町在住の男性と女性で、譲受人は大野町在住の男性です。今回の申請は農産物加工場への転用です。12月18日に県の担当者1名、事務局2名、推進委員の私と申請者で現地の確認を行いました。現地の周辺には農地が広がっていますが、道を挟んでおり、排水計画についてももしっかりしたものとなっております。転用は許可相当と判断しました。以上、皆様のご審議のほどをよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>続きまして「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番については、先ほど北方町支所に近いとの事でしたが、ぎりぎり300mの範囲内に入らなかったため、第2種農地となっております。付近に第3種農地もないことから、許可相当と判断しました。整理番号2番につきましては、昨年12月に開催されました定例農業委員会におきまして、農業振興整備計画の変更において、農振農用地の除外がなされた農地となっております。原状は第1種農地となっております。第1種農地の転用については原則不許可となっておりますが、目的が農林産物加工場ということで例外規定であります農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供する場合に該当するため許可相当と判断いたしました。このことにより2件とも立地基準に問題はありませんでした。また都市計画法や道路法などの他法令につきましても問題ありません。排水計画、資力、転用の実効性などの一般基準についても問題ありませんでした。周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、各委員と事務局から説明がありました。審議をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ございませんか。</p>
委 員	<p>はい</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。続きまして議案第136号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは事務局より説明いたします。議案書は20、21ページとなります。今回判断の農地の所在は小野町と北方町川水流で田が1筆1,329㎡、畑が11筆18,172㎡ 合計12筆19,501㎡となっております。12月10日月曜日に小野地区におきましては高橋委員、矢山推進委員、片伯部農地部長と、北方町川水流地区におきましては花畑委員、木村推進委員、菊池委員とそれぞれ調査を行いました。小野町についてはお手元にご用意した</p>

	<p>写真のとおりとなっています。高速道路より南側に位置しております。道が無かったので甲斐係長と沢を登って行きました。実際現地では境界が明確に分かりませんでした。</p> <p>北方町川水流地区の農地におきましては、10月の定例会において非農地証明願いがあつたので今回の申請地より南側2筆を非農地としました。今回はこの筆は農振農用地となっているため、非農地判断となりました。この農地の上流側に平成17年の台風災害で河川に堆積した土砂置場があります。その土砂の流失により機械はとて入ることはできず、この度、この山を管理している建設会社が県の指導を受け林地開発を行う事となり、この農地まで開発区域（下流側に土砂が流失しないように土止め）になります。利用状況調査でもB分類の農地（農地として復元が難しい農地）となっていますし、調査委員と現地でも非農地として判断しても問題ないということで意見が一致しておりますので、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。審議をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんでしょうか。 ございませんか。</p>
田口委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、田口委員。</p>
田口委員	<p>委員番号12番 田口です。この面積ですが、これは全部同じ面積ということですか。間違いではないですか。</p>
議 長	<p>事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、お答えします。小野町の面積がすべて一緒となっております。この筆につきましては、実際法務局には字図がありません。この農地につきましては、自作農特別措置法という農地法施行前の法律で国が農地を買い上げて小作の方々に売り渡した農地ということで、その時に法務局にて字図の登記がなされなかったのではないかと思います。それで農業委員会事務局で管理してあります自作農特別措置法の売渡計画書に字図がありましたので法務局に確認を取ったところ、その字図で非農地としても何ら問題ないと回答をいただきましたので今回の提案となっています。</p>
議 長	<p>他に何かございませんか。 無いようであれば、採決入りしたいと思います。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第137号 農地あっせん委員の指名について提案いたします。事務局と協議した結果、整理番号1番につきましては委員番号16番 佐藤純子委員と農地利用最適化推進委員の黒田啓睦委員のお二人を指名したいと思いますのですが、みなさんいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしということなので指名された委員の方はよろしくをお願いいたします。</p>

事務局	<p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。</p> <p>報告第 66 号農地法第 4 条の届出についてです。この案件は自己所有農地の転用となっています。議案書は 25 ページ記載されております。全部で 5 件の届出があり、田 4 筆の 618 m²、畑 4 筆の 855 m²、計 8 筆 1,473 m²となっています。</p> <p>続きまして報告第 67 号 農地法第 5 条の届出です。この案件は所有権、賃借権及び使用貸借権の権利移動を伴った農地転用です。議案書の 27、28 ページに記載されております。全部で 12 件の届出があり、田 5 筆の 917 m²、畑 13 筆の 1,332.32 m²、合計 18 筆 2,249.32 m²の転用となっています。私からの報告は以上です。</p> <p>続きまして報告第 68 号 農地法第 18 条第 6 項の通知について説明いたします。この案件は合意解約の分です。議案書の 30 ページに記載されています。3 件の届出があり、畑 4 筆の 2,995 m²となっています。</p> <p>続きまして報告第 69 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の 32 ページに記載されております。1 件の届出があり、田 8 筆の 4,925 m²となっています。内容は記載のとおりです。報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので続いて協議第 23 号 延岡市農業振興地域整備計画変更に係る意見について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
総合農政課職員	<p>総合農政課の黒木です。農振整備計画の変更の説明をします。案件番号 1 番です。申請地は 35 ページの斜線部分で農用地区域となります。申請地は 35 年前から農地としては使用しておらず、平成 26 年度からは車両置場として使用していたため、違反転用の状態となっておりましたが、申請地については法的要件を満たしており除外による農用地区域への影響はないということから事後ではありますが申請にいたっております。除外するための要件といたしまして隣接する神田自動車の車両置場として使用しており工場との一体的な使用として除外についてはやむを得ないと考えております。また申請地周辺は、土地改良区の受益地ではありますが、口頭で問題ないことの回答を受けております。</p> <p>続きまして案件番号 2 番です。申請地は 36 ページの斜線部分で農用地区域内となります。申請地は携帯電話の基地局を予定しております。除外するための要件といたしまして電気通信事業に係る施設については、公共性が特に高いと認められていますので、支障ないと判断されることからその実施による除外については認められています。以上協議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、総合農政課より説明がありましたが、説明内容についてご質問はありませんか。</p>
松田委員	<p>はい。</p>
議長	<p>はい。松田委員</p>
松田委員	<p>案件番号 2 番の KDDI のアンテナ設置についてですが、買収か賃借かわかりませんが、その設置場所のいっばいをフェンスで囲う事があります。そうすると隣接した農地が農</p>

	<p>業用機械がなかなか回ることが難しくなります。ですから、フェンスはもう少し引いた場所に設置するよう指導していただきたいのですが建設前にその指導をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今の質問については、事務局より説明します。 電気通信事業の基地局については、農振除外のあと、農業委員会に届出がなされることになっています。これについては許可不要ということになっていますので、また届出がなされた時に今言われたようなことを指導していきたいと思います。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。 無いようなので続いて協議第 24 号 農用地利用配分計画（案）について総合農政課から説明をお願いいたします。</p>
総合農政課職員	<p>はい。総合農政課より協議第 24 号 農用地利用配分計画（案）についてご説明します。本件は、議案第 132 号 農用地利用集積計画の案件で議決された農地中間管理機構分の集積計画の配分計画案となっています。議案の 38 ページ以降の様式第 7 号ー 2 農用地利用配分計画（案）をご覧ください。今回、田 35 筆 20,675 m²について地権者 10 名の方から受け手 6 名の方への配分となっております。今回の案件につきましては、伊形地区・北川町長井家田地区・川島地区・小川地区の 4 地区の重点実施地区、と個別案件での集積及び配分実績となっております。以上となります。</p>
議長	<p>ただ今、総合農政課より説明がありましたが、内容について質問等ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>無いようなので、以上を持ちまして第 19 回 定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p>
<p style="text-align: center;">次回定例農業委員会 1 月 28 日（月） 午前 9 時 30 分～ 本庁舎 2 階 講堂</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 原 田 博 史

2 番 甲 斐 壽 徳

18 番 花 畑 志良一